

< 巻頭言 >

たばこ規制枠組条約に基づいたたばこ対策の推進

櫛田尚樹

国立保健医療科学院生活環境研究部長

Effective implementation of the WHO Framework Convention on Tobacco Control in Japan

Naoki KUNUGITA

Department Director, Department of Environmental Health, National Institute of Public Health

WHO FCTC; Framework Convention on Tobacco Control「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が2005年2月27日に発効してから10年が経過した。締約国も180の国と地域に達し、世界人口の89%をカバーするに至った。

FCTCの目的は第3条に「たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが、健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から、現在及び将来の世代を保護すること」と示され、主要条文には以下のようなところがある。

公衆衛生政策の保護

公衆衛生政策のたばこ産業からの保護（第5条3項）

たばこの需要の減少に関する措置

たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第6条, たばこの価格政策）

たばこの需要を減少させるための価格に関する措置以外の措置（第7条）

たばこの煙にさらされることからの保護（第8条, 受動喫煙の防止）

たばこ製品の含有物に関する規制（第9条, 成分規制）

たばこ製品についての情報の開示に関する規制（第10条, 情報開示）

たばこ製品の包装及びラベル（第11条, 警告表示）

教育、情報の伝達、訓練及び啓発（第12条）

たばこの広告、販売促進及び後援（第13条, 広告・宣伝の禁止）

たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置（第14条, 禁煙支援・治療）

たばこの供給の減少に関する措置

たばこ製品の不法な取引（第15条）

未成年者への及び未成年者による販売（第16条）

経済的に実行可能な代替の活動に対する支援の提供（第17条）

またこれらを進めていく包括的なパッケージとしてWHOでは以下に示すMPOWER政策を、たばこ対策を進めていく上での最初の一步として提案し、各国の実施状況を公開している。これにより、グローバルな推移と国際比較が容易になっている。

Monitor tobacco use and prevention policies たばこの使用と予防政策をモニターする（第20, 21条）

Protect people from tobacco smoke 受動喫煙からの保護（第8条）

Offer help to quit tobacco use 禁煙支援の提供（第14条）

Warn about dangers of tobacco 警告表示等を用いたたばこの危険性に関する知識の普及（第11, 12条）

Enforce bans on tobacco advertising, promotion and sponsorship たばこの広告、販促活動等の禁止要請（第13条）

Raise taxes on tobacco products たばこ税引き上げ（第6条）

日本ではFCTCを批准しているが、いまだ喫煙率は高くLancet 日本特集号（2011年9月）「国民皆保険達成から50年」においても指摘されたように、喫煙は最大の健康危険因子であり、かつ予防可能な健康阻害要因である。平成25年国民健康・栄養調査によると、男性喫煙率は32.2%と未だ先進国の中では高く、しかも一時的低下傾向が止まり定常状態で

ある。国民健康づくり運動プラン（健康日本21・第二次）で喫煙率目標として、喫煙者で喫煙をやめようと思う者がやめると達成できる数値として12%を目安に設定された。しかし、上記調査の結果では、喫煙者でたばこを止めようと思う者の割合が24.6%で、前回23年調査の35.4%から急激に低下している。このままでは、喫煙率12%達成も困難と思われる。

さらに平成26年6月第186回通常国会にて、労働安全衛生法が改正され、事業主に受動喫煙対策が課せられたが努力義務にとどまった。2020年東京オリンピックが開催されるが、WHO, IOCからも、受動喫煙のない、たばこフリー環境で開催することが求められている。

平成27年6月9日に厚生労働省より「保健医療2035提言書」が公開され、その中で「2020年の東京オリンピック開催までに、受動喫煙のない「たばこフリー」オリンピックを実現する」ことを目指し、「2035年までの早期に喫煙者自体をゼロに近づけるため、たばこ税増税、たばこ広告・パッケージ規制、喫煙者に対する禁煙指導・治療、子どもの防煙教育のさらなる促進などあらゆる手段を講ずる」ことが謳われている。

これらの背景をふまえ、改めてたばこ規制枠組条約に基づいたたばこ対策の推進、たばこフリー社会の実現に向け必要なことについて問題点を整理し理解するために各専門分野の先生方から執筆いただき、本院での研修および自治体で進めているたばこ対策の基礎資料となる内容を提示した。